

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の概要

1 趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月14日に公布され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等が欠格条項から削除された。これにより、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除するため、関係条例等の規定整備を行う。

2 改正する条例

- ① 職員の給与に関する条例
- ② 職員の退職手当に関する条例
- ③ 幼稚園教育職員の給与に関する条例
- ④ 学校教育職員の給与に関する条例

3 施行期日

令和元年12月14日（一括整備法附則第1条第2号関係により、公布の日から起算して6月を経過した日）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【第1条による改正】 職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u>または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員<u>（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u></p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u>または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p>

【第2条による改正】 職員の退職手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容および程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者</p> <p>(第2項および第3項省略)</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容および程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）またはこれに準ずる退職をした者</p> <p>(第2項および第3項省略)</p>

【第3条による改正】 幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわら</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわら</p>

新	旧
<p>ず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>（第3号および第4号省略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>（第2項から第7項まで省略）</p>	<p>ず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>（第3号および第4号省略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>（第2項から第7項まで省略）</p>

【第4条による改正】 学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>（第2項から第4項まで省略）</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>（第2項から第4項まで省略）</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その</p>

新	旧
<p>支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p>	<p>支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p>

【付則】

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和元年12月14日から施行する。</u></p> <p><u>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。)第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条第1項、第21条の2第2号および第21条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	

新	旧
<p><u>(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>3 <u>施行日前に旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号および第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>4 <u>施行日前に旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第4条の規定による改正後の学校教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号および第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	